

簡易な構造の建築物について

建築基準法

第 84 条の 2 (簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)

壁を有しない自動車倉庫、屋根を帆布としたスポーツ練習場その他政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、政令で定める基準に適合するものについては、[第 22 条から第 26 条まで](#)、[第 27 条第 2 項](#)、[第 35 条の 2](#)、[第 61 条から第 64 条まで](#)及び[第 67 条の 2 第 1 項](#)の規定は適用しない。

建築基準法施行令

第 7 章の 9 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和

第 136 条の 9 (簡易な構造の建築物の指定)

[法第 84 条の 2](#)の規定により政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分は、次に掲げるもの(建築物の部分にあつては、準耐火構造の壁(これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)又は[第 126 条の 2 第 2 項](#)に規定する防火設備で区画された部分に限る。)とする。

一 壁を有しない建築物その他の国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又は建築物の部分(間仕切壁を有しないものに限る。)であつて、次のイからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が 1 で床面積が 3000 m²以内であるもの(次条において「解放的簡易建築物」という。)

- イ、自動車車庫の用途に供するもの
- ロ、スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設
- ハ、不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
- ニ、畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

二 屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている建築物又は建築物の部分(間仕切壁を有しないものに限る。)で、前号ロからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が 1 で床面積が 3000 m²以内であるもの

第 136 条の 10 (簡易な構造の建築物の基準)

[法第 84 条の 2](#)の規定により政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 主要構造部である柱及びはりが必要に適合していること。

イ、防火地域又は準防火地域内にある建築物又は建築物の部分(準防火地域(特定防災街区整備地区を除く。)内にあるものにあつては、床面積が 500 m²を超えるものに限る。)にあつては、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

ロ、準防火地域(特定防災街区整備地区を除く。)内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が 500 m²以内のもの、[法 22 条第 1 項](#)の市街地の区域内にある建築物若しくは建築物の部分又は、防火地域、準防火地域及び同項の市街地の区域以外の区域にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が 1000 m²を超えるものにあつては、延焼の恐れのある部分が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られていること。

- 二 前号イ又はロに規定する建築物又は建築物の部分にあつては、外壁（同号ロに規定する建築物又は建築物の部分にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が、準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること
- 三 前条一号イに該当する開放的簡易建築物にあつては、前 2 号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合していること。ただし、防火地域、準防火地域及び法第 22 条第 1 項の市街地の区域以外の区域にあるもので床面積が 150 m²未満のものにあつては、この限りでない。
- イ、 主要構造部である柱及びはり（準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）又は法 22 条第 1 項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が 150 m²未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られており、かつ、外壁（準防火地域（特定街区整備地区を除く。）又は同項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が 150 m²未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること。
- ロ、 隣地境界線又は当該開放的簡易建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が 500 m²以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁の中心線（以下ロにおいて「隣地境界線等」という。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下ロにおいて同じ。）及び屋上（自動車車庫の用途に供する部分に限る。以下ロにおいて同じ。）の周囲で当該隣地境界線等からの水平距離がそれぞれ 1m 以下の部分について、当該外壁の開口部と隣地境界線との間及び当該屋上の周囲に、塀その他これに類するもので国土交通大臣が通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認めて定める基準に適合するものが設けられていること。
- ハ、 屋上を自動車車庫の用途に供し、かつ、床面積が 1000 m²を超える場合にあつては、屋根が、国土交通大臣がその屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認めて定める基準に適合しているとともに、屋上から地上に通ずる 2 以上の直通階段（誘導車路を含む。）が設けられていること。

第 136 条の 11（防火区画等に関する規定の適用の除外）

第 136 条の 9 に規定する建築物又は建築物の部分で前条に規定する基準に適合するものについては、第 112 条、第 114 条及び第 5 章の 2 の規定は適用しない。